

判例時報4月1日号 (No.2359)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	10	最決H29.11.28第三小法廷 (相続財産の分離に関する処分及び相続財産管理人選任審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件) (裁判集民事257号登載予定)	<p>家庭裁判所が民法941条1項の規定に基づき財産分離を命ずることができる場合</p> <p><b>*「財産分離」とは？</b> 相続財産と相続人の固有財産とが混同することによって債権者がその債権の回収について不利益を被ることを防止するために、債権者の家庭裁判所に対する請求 (すなわち、家事審判の申立て) により、相続による相続財産と相続人の固有財産との混同を阻止して、まず、相続財産について清算を行う制度である。</p> <p><b>*民法941条</b> <u>(相続債権者又は受遺者の請求による財産分離)</u> 1 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後も、同様とする。</p>	本決定は、近時の多数説やこれまでの裁判例と基本的に同じ見解 ( <b>裁量説＝財産分離の要件として、財産分離の必要性が必要とする見解</b> ) をとるものであるが、「財産分離の必要性」の内容についてより明確に判示したものととして、実務上参考となる。

判例時報4月11日号 (No.2360)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	13	福岡地判H29.4.24 (損害賠償請求事件) [控訴]	<p>高校の武道大会における柔道の試合に参加した生徒が技をかけた際、前方に転倒し、頸髄損傷等の傷害を負った事故に関し、担当教諭らにつき、同大会の内在的危険性を十分に説明し、指導を実施したとはいえ、試合形式による同大会を漫然と開催した注意義務違反があったとした事例</p>	<p>本判決は、本件事故の原因と責任につき、中学時代に柔道部員で柔道経験者である高校の生徒の払い腰のかけ方や授業における練習指導に求めるのではなく、<b>これを、武道大会における固有の内在的危険性の説明、大会を前提とした事前指導、前年度の事故の原因分析、予防策等による安全指導対策に求め、担当教諭らの注意義務違反を肯定した点に特徴がある。</b>ただし、事故の直接的な原因に照らすと間接的、抽象的であることは否定できず、微妙な判断であり、担当教諭らの注意義務違反を肯定した<b>限界的な事例</b>であろう。</p>

判例時報4月21日号 (No.2361)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	33	最高裁判所第三小法廷H29.10.24判決 (法人税更正処分取消等) [破棄自判] 民集71巻8号1522頁【デンソー事件】	<p>① 内国法人に係る特定外国子会社等が租税特別措置法 (平成21年法律第13号による改正前のもの) 66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるとはいえないとされた事例</p> <p>② 内国法人に係る特定外国子会社等の行う地域統括業務が租税特別措置法 (平成21年法律第13号による改正前のもの) 66条の6第3項及び4項にいう主たる事業であるとされた事例</p>	<p>●本判決は、租税特別措置法における内国法人のタックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件の該当性について判示したものであるが、特に、<b>下記①の事業基準の具備、①事業基準、②実体基準及び③管理支配基準の基になる「主たる事業」の判断基準</b>を示したものである。</p> <p>●本判決は、もとより事例判断ではあるものの、<b>統括業務と株式の保有に係る事業の関係について一般的な判示をしたほか、租税特別措置法66条の6第3項及び4項にいう「主たる事業」の判断基準を明示した上で、特定外国子会社等の収益とその他の考慮要素を総合的に勘案してその判断を示したものであり、本件と同種の事案のほか、タックス・ヘイブン対策税制の具体的な適用の在り方を検討する上でも実務上参考となる。</b></p>
<p><b>*タックス・ヘイブン対策税制 (外国子会社合算税制)</b> タックス・ヘイブン対策税制は、居住者又は内国法人が、<b>軽課税国 (いわゆるタックス・ヘイブン) に、ペーパー・カンパニーを設立し、これを利用して我が国にお</b></p>				

る租税負担を不当に軽減するような租税回避の行為に対応するため用意されている（租税特別措置法（以下、「措置法」という）40条の4①、66条の6）。

このような制度が必要なのは、我が国の居住者や内国法人が株主となっている外国子会社の所得に対しては我が国の課税権が及ばず、その外国子会社が配当さえ行わなければ株主である我が国の居住者や内国法人には課税が及ばないため、課税の繰り延べを行い、この子会社に留保された所得を用いてさらに外国への再投資等を行うことによって、いつまでも我が国の課税が及ばないとか、場合によっては永遠に課税を免れることができってしまうからである。

そこで、タックス・ヘイブン対策税制では、このような租税回避の行為に対処するため、**本店所在地における租税負担が我が国の法人税負担に比べて著しく低い外国子会社等の留保所得を、一定の条件のもとに株式の直接・間接の所得割合に応じて我が国の株主の所得とみなして合算課税をする**こととしている（措置法40の4①、66の6①）

なお、外国子会社が、独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地における事業活動を行うことについて十分な経済合理性があると認められる場合として、次のすべての基準を満たす場合には、合算課税の対象から除外する（措置法66の6④）。このような場合まで、合算課税の対象とすると、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがあるからである。

- ① 事業基準（主たる事業が株式の保有等、一定の事業でないこと）
- ② 実体基準（本店所在地に主たる事業に必要な事務所得等を有すること）
- ③ 管理支配基準（本店所在地において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること）
- ④ 次のいずれのかの基準
  - a 所在地基準（主として本店所在地で事業を行っていること）
  - b 非関連者基準（非関連者との取引割合が50パーセント超であること）

【以上、酒井克彦著「スタートアップ租税法（第2版）」（財経詳報社）135～136頁】

2	48	<p>最高裁判所第一小法廷H29.10.5決定（訴訟代理人の訴訟行為排除決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件）〔破棄自判〕民集71巻8号1441頁【竹松三社・洛友商事株式会社事件】</p>	<p>① 弁護士法25条1号に違反する訴訟行為及び同号に違反して訴訟代理人となった弁護士から委任を受けた訴訟代理人の訴訟行為につき、相手方である当事者が右各訴訟行為を排除する旨の裁判を求め申立権の有無【<b>肯定</b>】</p> <p>② 弁護士法25条1号に違反することを理由として訴訟行為を排除する旨の決定に対し、自らの訴訟代理人又は訴訟代理人の訴訟行為を排除するものとされた当事者が即時抗告をすることの許否【<b>肯定</b>】</p> <p>③ 弁護士法25条1号に違反することを理由として訴訟行為を排除する旨の決定に対し、当該決定において訴訟行為を排除するものとされた訴訟代理人又は訴訟復代理人が自らを抗告人とする即時抗告をすることの許否【<b>否定（ただし、即時抗告審で当事者の代理人として活動はできる）</b>】</p> <p>④ 破産管財人を原告とする訴訟において、破産者の依頼を承諾したことのある弁護士が被告の訴訟代理人として訴訟行為を行うことが、<b>弁護士法25条1号に違反する</b>とされた事例</p>	<p>●<b>昭和38年大法廷判決</b>  <b>最大判昭和38年10月30日民集17・9・1266</b>は、弁護士法25条1号違反について、「相手方たる当事者は、これに異議を述べ、裁判所に対し、その行為の排除を求めることができる」とした（<b>民事訴訟法の明文には規定がないが、判例により訴訟行為排除請求権を認めた</b>）。</p> <p>●<b>本決定の意義</b>          本決定は、<b>昭和38年大法廷判決（前述）</b>後も残された問題となっていた手続上の諸論点について、複数の法理を示すとともに、依頼者から民事再生手続開始の申立て等について委任を受けた弁護士が、依頼者が破産した後、破産管財人の提起した訴訟において、被告の訴訟代理人として訴訟行為をすることが<b>弁護士法25条1号に違反する</b>という、先例の乏しい分野で事例判断を示したものであり、実務的にも、理論的にも重要な意義を有するものと考えられる。</p>
---	----	--	---	---